

## 「海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改正案」 について

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課

### 1. 指定区間について

海上運送法（以下「法」という。）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間について、関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をしています。

### 2. 法第4条第6号の審査基準について

指定区間を含む航路に係る一般旅客定期航路事業の許可基準では、法第4条第1号から第5号までの許可基準に加え、当該指定区間に係る船舶運航計画の内容（運航日程等）が、離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであることが必要とされています。

### 3. 審査基準（サービス基準）改正案について

指定区間番号79「大長明石」（広島県）

#### ① 改正する内容

・運航日程及び運航回数（別紙）

#### ② 改正する理由

・本指定区間の状況を調査したところ、平日に比べ、土曜、日曜、祝日の輸送量が少ない傾向が見られたことから、これを踏まえ、サービス基準を改正しようとするものです。

### 4. 施行日（予定）

令和7年4月1日

## 指定区間に係るサービス基準改正案

## 【現行】

(下線の部分は改正部分)

指定区間 番号	指 定 区 間		サービス基準		
	名称	区 間	運航日程	運航回数	その他
79	大長明石	御手洗港大長地区、小長地区又は御手洗地区と沖浦漁港明石地区との間	毎日	1日12往復	旅客船 旅客50名 フェリー 旅客65名 車両16台

## 【改正案】

(下線の部分は改正部分)

指定区間 番号	指 定 区 間		サービス基準		
	名称	区 間	運航日程	運航回数	その他
79	大長明石	御手洗港大長地区、小長地区又は御手洗地区と沖浦漁港明石地区との間	毎日 (土曜・日曜・祝日を除く)	1日12往復	旅客船 旅客50名 フェリー 旅客65名 車両16台
			土曜・日曜・祝日	1日11往復	